

賃金支払の留意事項

賃金支払いの
5原則

時間外及び
休日労働

最低賃金

労働時間の把握

ココに注意
まる～！



使用者の皆様へ。賃金支払でよくある問合せをまとめました。

1 賃金の支払いの5原則とその例外

○賃金は、労働の対償として支払うすべてのものです。

○賃金は、①通貨で、②直接労働者本人に、③全額を、④少なくとも毎月1回、⑤一定期日を定めて支払わなければなりません。

ココに
注意！



- ・賃金は、労働者の同意がなければ口座振込とすることはできません。使用者からの一方的な振込先口座の指定もできません。
- ・法令で定められた税金や社会保険料等の控除、労使協定で定められた社宅費などの控除はできませんが、損害賠償債権等を賃金と相殺することはできないとされています。
- ・賃金（労働条件）の一方的な不利益変更はできません。

2 時間外及び休日の労働

○時間外、休日及び深夜(原則として午後10時～午前5時)に労働させた場合は、割増賃金を支払わなければなりません。

○時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者と書面による労使協定(36協定)を締結し、事前に労働基準監督署に届け出なければなりません。

ココに
注意！



- ・36協定の締結がない場合や労働基準監督署への事前の届出をしないで時間外等に労働させた場合は、罰則が適用されることがあります。
- ・36協定を結んでも時間外労働等の上限時間があります。
- ・労働者の過半数を代表する者の選出は、使用者の意向に基づき選出された者ではないことや、法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行できるよう必要な配慮を行わなければなりません。

3 最低賃金

○使用者は、都道府県ごとの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- ・最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。
- ・上記最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の賃金が適用されます。
- ・最低賃金は、随時変更されることがありますので、労働条件通知書の変更が必要になる場合があります。
- ・最低賃金には、賞与等や休日・深夜手当の割増し賃金は含まれませんので、それらを除外したうえで、時給が最低賃金を上回る必要があります。
- ・高校生や高齢者、外国人といった理由で、時給を最低賃金より低くしてはいけません。



最低賃金

ココに
注意！



ココもチェックまる～！

- 残業手当や休日給の未払等を防止するため、労働時間の適正な把握をしましょう。
- 給与明細の交付は義務です。
- 労働組合からの団体交渉の申入れ
使用者が正当な理由なく団体交渉を拒むと、労働組合法上の不当労働行為になります。
困ったり、法律がよく分からないときは、まず労働委員会に相談してください。



労働時間の
適正な把握

*令和8年3月現在の法令による。

労働問題の相談窓口

職場の労働問題でお困りの場合は、次の各機関・団体に御相談ください。
使用者からの相談も受け付けています。

なお、労働委員会、栃木労働局及び司法書士会には、紛争解決制度があります。

相談窓口のご案内

▶ 栃木県労働委員会

028-623-3337



▶ 栃木県産業労働観光部労働政策課



028-623-3535

▶ 厚生労働省栃木労働局総合労働相談コーナー

028-633-2795



各労働基準監督署（県内7カ所※）にも「総合労働相談コーナー」があります。

※ 宇都宮、足利、栃木、鹿沼、大田原、日光、真岡

▶ 日本司法支援センター法テラス栃木



0570-078318

（制度により利用条件があります。）

▶ 栃木県弁護士会法律相談センター

028-689-9001



▶ 栃木県司法書士会



028-614-1122

▶ 栃木県社会保険労務士会

028-647-2028



それぞれの相談機関のサービス内容、制度の詳細については、各機関・団体にお問い合わせください。

